

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

令和 8 年 6 月

JA 吉田総合病院

厚生連吉田訪問看護ステーション

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

1. 感染対策に関する基本指針

厚生連吉田訪問看護ステーション（以下「事業所」という）は、利用者及び従業者等の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意します。利用者の安全管理の観点から感染対策は、きわめて重要であり、利用者の安全確保は施設の責務であることから、感染を未然に防止し、感染症が発生した場合、拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築することが必要です。

この指針は、感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等施設における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供を図ることを目的とします。

2. 注意すべき主な感染症

- (1) 新型コロナウイルス感染症
- (2) インフルエンザ
- (3) 感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス等）
- (4) 結核、疥癬
- (5) 肝炎ウイルス（A～E 型）
- (6) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA）
- (7) その他の感染症

3. 感染症発生時の具体的な対応

感染症が発生した場合、事業所は、利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者の保護及び安全の確保等を最優先とする必要な措置を講じることに最善を尽くすことを基本方針として、迅速に以下の措置を講じる。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 医療措置
- (4) 市町村への報告
- (5) 医療機関との連携

4. 感染対策委員会の設置

感染対策委員会責任者は、施設科長があたるものとします。

委員会は、年に 3 回以上開催し、必要な際は臨時委員会を開催します。（職員会議内）

5. 感染対策委員会の協議内容

- (1) 指針・マニュアル等の整備
- (2) 利用者及び従業員の健康状態の把握
- (3) 感染症発生時の対応

6. 従業員に対する研修の実施

従業員に対する感染症対策のための研修及び訓練は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、感染症対策を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- (1) 定期的な研修の実施（年2回以上）
- (2) 新規採用者への研修の実施
- (3) 訓練（シミュレーション）

事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する

7. 当指針の閲覧について

本指針は、事業所内で全ての従業員が閲覧できるようにします。また、利用者やご家族が閲覧できるように事業所内への掲示や事業所ホームページへ掲載します。

8. その他

吉田総合病院の感染管理認定看護師に指導を受けながら実施します。

附則

この指針は、令和8年7月1日より施行します。